（特に優れた業績による返還免除の数） **第三十七条**　法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。	（特に優れた業績による返還免除の数） **第三十七条**　法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数の百分の三十以下とするものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百四十五条第一項の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第11条、第13条関係） 1・2　［略］ 3　表示 (1)　［略］ (2)　個別の規定 イ　3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げるガス用品の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。 (イ)　別表第一第一号から第四号までのガス用品届出事業者の氏名又は名称、法第百四十六条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号） (ロ)～(ニ)　［略］ ロ・ハ　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**別表第3**（第11条、第13条関係） 1・2　［略］ 3　表示 (1)　［略］ (2)　個別の規定 イ　3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げるガス用品の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。 (イ)　別表第一第一号から第四号までのガス用品届出事業者の氏名又は名称、法第三十九条の十一第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号） (ロ)～(ニ)　［略］ ロ・ハ　［略］
附　則 この省令は、公布の日から施行する。	

告　示

○総務省告示第百七十号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成三十年五月十一日

総務大臣　野田　聖子

名称	日本共産党中央委員会周辺地域
期間	平成三十年五月十七日から平成三十一年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○外務省告示第百七十八号

日本国政府は、平成二十七年十二月九日にアスタナで作成された「国際科学技術センターを継続する協定」の受諾書を平成二十七年十二月九日に国際科学技術センターの事務局長に寄託していたところ、同協定は、その第十七条(c)の規定に従い、平成二十九年十二月十四日に効力を生じた。

平成三十年五月十一日

外務大臣　河野　太郎

国際科学技術センターを継続する協定

この協定の締約者は、

核兵器、放射能兵器、化学兵器及び生物兵器（以下「大量破壊兵器」と総称する。）の拡散並びに核物質、放射性物質、化学物質及び生物物質の兵器としての使用がもたらす世界的規模の脅威を憂慮し、

大量破壊兵器及びその運搬手段に関連する技術、物質及び専門的知識の拡散を防止することが必要であることを再確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段を開発し、取得し、製造し、所持し、輸送し、移転し、又は使用することを試みる主体であって国以外のものに対し、全ての国がいかなる形態による支援も提供することを差し控える義務を負うことを決定した国際連合安全保障理事会決議第千五百四十号を想起し、

諸国間の協同的かつ多角的な努力がこのような拡散を防止するための効果的な手段であることを認識し、並びに科学的研究及び技術的発展が今日の拡散の課題における主要な要素として重要な役割を果たすことを認識し、

千九百九十二年十一月二十七日にモスクワで署名された国際科学技術センターを設立する協定（以下「千九百九十二年協定」という。）及び千九百九十三年十二月二十七日にモスクワで署名された国際科学技術センターを設立する協定の暫定的適用に関する議定書（以下「暫定的適用議定書」という。）の規定を考慮し、

国際科学技術センター（以下「ＩＳＴＣ」又は「センター」という。）が大量破壊兵器に適用可能な技術、専門的知識及び関連する物質を有する国における科学者及び技術者の平和的目的のための研究開発の活動を支援し、及び協力することにより、大量破壊兵器又は関連する物質の拡散につな